

「熊本県ご長寿かがやきよかライフ」表彰要綱

(目的)

第1条 この要綱は、年齢にとらわれずいくつになっても現役意識を持ち続け、自分が持つ潜在的な能力や可能性を追求し、社会との関わりを持ちながら、心身ともに健康で、長寿を楽しみ、自分らしくかがやいて生活（以下「かがやきよかライフ」という。）を楽しんでいる高齢者を祝福するとともに、健康及び長寿であることのすばらしさを県民へ周知することによって、高齢者の生きがいと健康づくりへの意識の高揚を図り、長寿を心から喜び、楽しめる社会づくりに寄与することを目的とする。

(対象者)

第2条 知事は、次の条件を満たす高齢者に対して表彰を行う。

- ① 県内に在住する概ね100歳（当該年度の3月31日現在の年齢をいう。）の高齢者であること。
- ② 「かがやきよかライフ」を楽しんでいること。

(表彰候補者の推薦)

第3条 表彰候補者の推薦は、市町村長に依頼をして行う。

- 2 前項の規定による推薦書は、地域振興局を経由して高齢者支援課へ提出するものとする。（ただし、熊本市については、高齢者支援課へ直接提出する。）

(選考)

第4条 表彰候補者の選考は、健康福祉部長、長寿社会局長及び高齢者支援課長で構成する選考委員会が行う。

(決定)

第5条 被表彰者は、選考委員会が選考した者のうちから、知事が決定する。

(表彰の方法)

第6条 被表彰者には、表彰状及び記念品を贈呈する。

- 2 表彰は、毎年1回、原則9月15日から21日までの老人週間に行う。

(所掌)

第7条 表彰に関する事務は、高齢者支援課において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、表彰に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年8月1日から施行する。

この要綱は、平成21年4月1日から適用する。

この要綱は、平成22年4月1日から適用する。

この要綱は、平成24年4月1日から適用する。